

問題行動発生時の初動対応及び連携体制

奄美市立佐仁小学校

	初動対応及び連携体制のフローチャート	留意点
未然防止策	<p>【対児童】                      ・日々の対話 ・日記指導 ・設営の充実                      ・学期1回の教育相談 ・適応指導(随時)等</p> <p>【対保護者】                      ・日常の情報交換(連絡帳, 電話等)                      ・教育相談, 家庭訪問</p>	<p>○ 日常的な適応指導やK Y Tの取組を積極的に推進する(理由や因果関係まで指導する)。                      ○ 児童の小さな変化は全職員で共有する。                      ○ 授業と学級経営の充実に向けた日常の取組により, 児童の所属感や自己肯定感を高める。                      ○ 学級P T Aの充実や広報誌等による啓発とともに保護者との連携に努め, 信頼関係を構築する。</p>
初動対応		<p>○ 問題行動の発見教職員または, 情報を受けた教職員は, 直ちに生徒指導主任と管理職に相談する(第1報)。                      ○ 相談を受けた管理職は, 生徒指導主任に現場の状況確認を指示する。                      ○ 生徒指導主任からの現場の状況報告により, 外部機関との連携が必要と判断した場合は, 管理職が警察及び市教育委員会等への通報や報告を行う。                      ○ 「緊急生徒指導連絡会」では, 次のことについて全教職員の共通理解を図る。                      ・ 事実の共有(外部機関との連携の有無を含む)。                      ・ 事案に対する学校としての対応(児童, 保護者, 外部機関)と役割分担の共通理解                      ○ 全児童への聞き取りによって収集した情報は, 速やかに管理職に報告する。                      ○ 加害児童への聞き取りと指導では, 問題行動に及んだ背景を明確にする。また, 断罪するだけでなく, 今後の自分自身の在り方を深く考えさせるよう留意する。                      ○ 加害児童が不明であった場合の全体指導を受けて, 加害児童が名乗り出た場合は, 加害児童が判明している場合の聞き取り及び指導と同様に行う。ただし, 正直に名乗り出た勇気を必ず価値付ける。                      ○ 加害児童の保護者への第一報は, 必ず問題行動発生当日に行う。なお, 問題行動発生当日に事実関係を明らかにできなかった場合は, 確実な事柄のみを伝え, 不明確な事柄は, 明確になり次第説明することを約束する。                      ○ 加害児童の保護者への説明は, 家庭訪問または保護者召喚にて行う。担任と生徒指導主任・管理職が同席し, 理解と協力が得られるように丁寧な説明を行う。                      ○ 問題行動により被害を被った個人や施設がある場合は, 担任に生徒指導主任と管理職が帯同し, 誠意を込めて謝罪する。その上で, 再発防止策を具体的に伝える。また, 加害児童の保護者にも, 加害児童とともに謝罪に向くよう勧告する。</p>